

一般社団法人日本小児血液・がん学会 教育・研修委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本小児血液・がん学会教育・研修委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 一般社団法人日本小児血液・がん学会定款第4条に基づき、小児血液・がん領域の診療の質向上をめざして、学会における教育と研修体制を充実させることを目的とする。

(業務)

第3条 学術集会プログラム委員会および専門医制度資格認定委員会と連携して、専門医と指導医を育成するため、学術集会中の教育セッションの企画や、全国各地でのセミナーなどを開催し、また小児血液・がんに関連したテキストの作成や改訂作業を行ない、学会員の教育および研修活動を企画および支援する。

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員8名をもって構成する。

2. 教育セミナーなどの企画に必要な場合は、専門領域の外部委員を委嘱することができる。

(会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. メール審議を主体とする。

3. メール審議では委員の3分の2以上の参加をもって会議の成立とする。

4. 議決は会議に参加した委員全員の合意とする。

5. 委員長は会議を招集し、会議を進行し業務を総括する。委員長が不在の場合は副委員長がその業務を代行する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第15条に従う。

(委員会内規)

第7条 委員会業務を遂行するための内規を別途定める場合は、理事会での承認を必要とする。

(規程の改廃)

第8条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は平成28年1月27日より施行する。